

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会	訪問調査日: 2026年2月17・18日
------------------	----------------------

②施設・事業所情報 (2026年1月現在)

名称: 社会福祉法人翼福社会立 那覇市 認定こども園 真地こども園	種別: 公私連携幼保連携型認定こども園	
理事長・園長: 屋我 誠	定員 (利用人数): 75 (74) 名	
所在地: 沖縄県那覇市字真地313		
TEL: 098-851-3313	ホームページ:	https://www.maji-kodomoen.com/
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 2017 (平成29) 年4月1日		
経営法人・設置主体 (法人名等): 社会福祉法人翼福社会		
職員数	常勤職員: 11名	非常勤職員: 4名
専門職員	(専門職の名称)	
	保育教諭 12名	
施設・設備の概要	教育・保育室 (冷房完備)、遊戯室、園庭、教材室、事務室、医務室、職員休憩室、給食保管室、防犯ベル・安全監視カメラ、警備システム、AED	

③理念・基本方針

真地こども園は、
共に笑い、悩み、楽しみながら成長し、一人ひとりが輝く場所。
私たちは、生きる力を培い、生きる喜びを共に感じながら、
この場所で大切な一人ひとりの可能性を伸ばし、育みます。
人には必ず、優しい気持ちがある。
その優しさが想いやりの心を育む。
すべてのいのちを愛し、想いやる心、を形に
それは、相手を想い見守ること。相手のために自分から動き出すこと
小さな想いやりの形が積み重なって、大きな力となったとき、
地球が笑顔になっていく！
地球が元気になっていく！
地球が幸せになっていく！

認定こども園教育・保育要領を遵守しながら、子どもの人権や自主性を尊重し、あふれる可能性を限りなく伸ばしてあげるよう教育します。人生の第一歩をふみだすかけがえのない幼児期に、自己を十分発揮しながら活動できる環境づくりにつとめ、常に家庭とパートナーシップをとりながら援助し、きめ細かい教育・保育を進めていきます。
家庭・園・地域社会が一体となって子育ての楽しさを分かち合い、そして人との関わりの中で、子ども達に生きる喜びや幸せを感じ取ってもらえるように指導します。

④施設・事業所の特徴的な取組

園は、平成29年に市の委託により公立幼稚園を公私連携型幼保連携型認定こども園として開園。9年目で、第三者評価の受審は3回目となっている。市街地の住宅街に立地し、小学校と隣接し校庭を共有している。園舎は地域住民の生活道に接し、相互に声を掛け合う等の自然な交流がはぐまれている。園庭や門の周辺に高い樹木があり、自然に恵まれた環境となっている。低地のため大雨時には校庭がぬかるみ周辺の道路も冠水が起きやすく、防災マップの掲示や地域と連携した防災訓練等、防災意識が高い。近隣の自治会長等との協力関係が構築されており、世界遺産施設に指定されている庭園で七五三行事を開催したり、地域の戦争体験者による講話の機会を設け平和集会を実施している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年5月10日～2026年5月23日
	2026年5月23日（評価結果確定日）
受審回数 (前回の受審時期)	3回目 (2022年度)

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1. 園長を中心に、園の運営、教育・保育の質の向上に取り組んでいる。

園長は事業計画書・事業報告書の作成への参画や、ミーティング・職員会議への参加を通して、評価・分析結果から課題を明確にし、改善に向けて指導力を発揮して取り組んでいる。法人理事長の役割も担っており、法人内の三園園長会議・主任会議を設置し、法人全体の教育・保育の質の向上に向けた活動を促進している。また園長は、市法人立認定こども園園長会等に参加し会の役員を担い、積極的に情報収集・市のこども園全体の向上を図る活動を行っている。職員に対し、収集した情報を職員会議やミーティング等で資料等を配布して理解を深め、園の教育・保育の質の向上に繋がる取り組みを行っている。

2. 小学校との円滑な接続を目指した計画的な連携体制が充実している。

5歳児を中心に小学校との円滑な接続を目的とした交流行事を計画的に実施している。小学校へのお招き会や5年生による読み聞かせなどを通して、園児が小学校生活を具体的にイメージできる機会を設け、就学への期待や安心感を育てている。また、活動後には子ども達が感じたことを共有する時間を設けるなど、経験が次への意欲につながるよう、工夫している。保護者に対しても入園のしおりにおいて就学を見据えた生活習慣の形成や自立心の育成について具体的に示し、家庭と園が共通理解のもとで園児の成長を支える体制を整えている。さらに毎月開催される四役会議（校長・教頭・園長・副園長または主幹保育教諭）において、「架け橋期のカリキュラム」に基づく協議や情報交換を継続的に行っている。園児の様子や育ちの共有、指導の方向性の確認などを通して、就学前後の学びの連続性を意識した連携を図っている。

3. ICTの導入を進め、データによる情報の活用につながっている。

園は各クラスにタブレット端末を配置し、保育教諭が活用できる体制を整えている。ICT業務支援システムに子どもの記録を入力する方針を進め、園児台帳や指導計画、事故の状況等がデータ上に記録され、クラスでも確認できるようになっている。週案については手書きで記録しているが職員の活用しやすさを考慮し、柔軟に対応している。日々の連携は職員用SNSを活用、リスク等の注意点も周知しながら情報の共有を図っている。今後もマニュアル類のデータ化を進める等、さらにICTを活用し情報共有の向上を目指す姿勢がある。多くはない職員数で効率的に動けるような体制づくりを目指し、必要な情報が得られるよう尽力している。

◇ 改善を求められる点

1. 中・長期的なビジョンを明確にした計画と連動した単年度計画の策定が望まれる。

園の中・長期計画は、2024年度から2028年度の5か年計画が定められている。計画には、設備整備・人材育成・教育保育内容・地域貢献等の項目が示され、予算が位置づけられている。計画については、毎年度見直しを行っているが、計画に数値目標や具体的な成果等の記載が確認できないため、今後は、実施状況の評価に繋がる計画内容の検討が望まれる。単年度の事業計画には、園の重点強化内容が記載されており、実行可能な具体的な内容となっている。理念に基づいた、遊びを大切に小学校との連携、特別支援教育・保育、平和教育、地域交流、文化遺産の継承等が記載されているが、中・長期計画との関連と数値目標や具体的な成果等の設定には至っていない。今後は、中・長期計画の内容を反映し、実施状況の評価に繋がる内容の設定が望まれる。

2. 子育て支援の充実に向けた体制づくりの取り組み強化が望まれる。

子育て支援事業について実施体制は整備されているものの、参加者数が伸び悩んでいることや、保護者ニーズの把握が十分とは言えない状況が見受けられる。地域の子育て家庭にとって利用しやすい時間設定や実施内容について周知する方法を検討し、保護者の具体的なニーズを把握するとともに、内容や開催方法の見通しを図ることが期待される。また、関係機関との連携や情報発信の工夫を行い、地域に開かれた子育て支援の拠点としての機能をより一層高めていくことが望まれる。

3. マニュアル類の周知・活用の深化が求められる。

園では行政発出の様々なガイドライン等を揃え、マニュアル集にまとめている。また園独自のマニュアル集を策定し、文書管理台帳に規程集やガイドライン類を含めて一覧でまとめ、見直しの時期を記している。これらは職員室の定位置に保管されていることが明記され、年度はじめに要約版を作成し職員に配布する等の工夫を行っているが、ボリュームのある内容の周知・共有はこれからといった状況が見られる。マニュアルの周知に向け今後検討されているクラスのタブレット端末への保管等を進め、職員間で共通の認識を持ってマニュアルを実践していく取り組みの深化が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度、3回目となる第三者評価を受審して、客観的かつ専門的な視点から園運営や教育・保育の内容を評価していただきました。その過程でこれまで職員全員で取り組んできた小学校との連携体制の構築や、ICTを活用した指導計画等の作成や業務マニュアル等のデータ化、情報共有の効率化などを評価していただいたことは、自園の強みとして職員の意欲の向上へとつながりました。また同時に子育て支援事業の体制づくりやマニュアル実践の取り組みなど改善点や課題を示していただき、今後の園運営と更なる質の向上に向けての良い気づきの機会となりました。今回の第三者評価での結果を活かし、地域や保護者、職員、何よりも子どもたちのために更なる質の高い教育・保育の提供を進めていけるように取り組んでいきたいと思っております。アンケートなどご協力いただいた保護者の皆様ならびに第三者評価委員の皆様には感謝申し上げます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目		評価結果	
I 福祉サービスの基本方針と組織			
共通	I-1 理念・基本方針		
	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	判断基準	a	法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
		b	法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
		c	法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	コメント	園の理念は、約10年前に園長と職員で話し合い、意見を集約して策定した。玄関・職員室に掲示し、ホームページや重要事項説明書にも記載している。年度初めには、職員会議で理念について、策定の経緯や込められた想いの周知を図っている。入園説明会では、園長が入園のしおりの記載を中心に保護者に説明を行うとともに、理念・基本方針に基づく教育保育目標を毎月の園だよりに掲載し、保護者等への周知を図っている。	
	I-2 経営状況の把握		
	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	園長は、福祉事業の動向について市の法人立認定こども園園長会に参加して「子育て支援事業計画」等、情報収集している。市内の児童数の減少や地域の偏り等、児童福祉に関する課題や障害・高齢者の課題等も情報を収集している。経営状況については、毎月収支を分析し、コスト分析、利用率等の分析を行っている。園の所在する地域の特徴・変化等データの収集は行っている。今後は、データ分析を活用した経営環境の課題を明確にしていくことが望まれる。		
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	園長は、財務状況を分析・把握し、組織体制・設備整備・人材育成等の課題を明確にし、年齢別担当者研修・階層別研修を今年度より導入した。経営状況や課題については、法人理事会で報告している。法人内の三園園長会議や主任会議で経営状況・課題等を報告・検討している。職員への周知は報告にとどまっておらず、今後は法人全体の課題等について、園の職員へ周知・共有する方法の工夫が望まれる。		

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	園の中・長期計画は、2024年度から2028年度の5か年計画が定められている。計画には、設備整備・人材育成・教育保育内容・地域貢献等の項目が示され、予算が位置づけられている。理事会で検討した経営課題や問題点について、解決・改善に向けた内容が示されている。計画については、毎年度見直しを行っているが、見直した内容や数値目標・具体的な成果等の記載が確認できないため、今後は、実施状況の評価に繋がる計画内容の検討が望まれる。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	単年度の事業計画には、園の重点強化内容が記載されており、実行可能な具体的な内容となっている。理念に基づいた、遊びを大切に小学校との連携、特別支援教育・保育、平和教育、地域交流、文化遺産の継承等が記載されている。一方で、中・長期計画との関連と数値目標や具体的な成果等の設定には至っていない。今後は中・長期計画の内容を反映し、実施状況の評価に繋がる内容の設定が望まれる。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	中・長期計画、単年度計画については、園長・副園長・主幹保育教諭の3者で案を作成して、職員会で検討している。実施状況については、四半期毎に確認するとともに、保護者アンケートや職員の自己評価を実施して、実施状況の把握と評価を行っている。検討・分析した評価結果は、次年度の事業計画策定に反映している。新年度の職員会で、事業計画を配布し周知を行っているが、職員個々の理解を促すための工夫が期待される。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	保護者には、事業計画について、入園説明会で入園のしおり・重要事項説明書を活用して、具体的内容の説明や配布資料に記載し周知に努めている。保護者参観や子どもの誕生会に保護者を招待する等、参加を促す工夫を行っている。また、園内の掲示物や職員の個別的な説明等、理解を深める取組を行っている。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	教育・保育の質の向上に向けて、全体計画、月案、週案等の策定・実施・評価・改善に園全体で取り組んでいる。職員は自己評価を毎年度実施し、教育保育活動を振り返る機会となっている。第三者評価をこれまでに2回受審し、今回は3回目の受審となる。受審結果について、職員全体で分析・検討する場として、職員会を活用している。今後は、受審結果や自己評価の活用について、体制整備が望まれる。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	これまでの第三者評価については、ホームページで公表している。実施した第三者評価結果や保護者の園評価については、園長・副園長・主幹保育教諭で分析・検討し、その結果を職員会議で話し合い、改善策を検討している。アンケート結果や検討した改善策については、事業報告書に記載している。今後は、改善の実施状況の評価を実施し、改善計画の見直しを図る取組が望まれる。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
コメント	園長は、理念の策定時には、中心となり参画した。理念の周知等、園の運営について明確な方針を職員や保護者に提示している。毎月発行する園だよりやホームページ、重要事項説明書等に役割・責任を記載している。園務分掌には、その方針が記載され、園長の職務内容が記載されている。年度初めの職員会議では、園務分掌を明示して周知を図っている。不在時の権限移譲についても職務分担表に明記している。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
コメント	園長は、市法人立認定こども園園長会等に参加して、児童福祉法やこども基本法等の遵守すべき法令等について情報収集を行っている。収集した法令等については、デジタル化して保存している。収集した法令は、福祉分野・雇用関係・環境分野等の幅広い分野を網羅している。職員に対しては、職員会議やミーティング等で資料等を配布して法令等の理解を深める取り組みを行っている。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
コメント	園長は、事業計画書・事業報告書の作成への参画や、ミーティング・職員会議への参加を通して、園の教育保育の質の現状について評価・分析を行っている。評価・分析結果から課題を明確にし、改善に向けて指導力を発揮して取り組んでいる。法人内の三園園長会議・主任会議を設置し、法人全体の教育・保育の質の向上に向けた活動に参画している。今年度から、職員の意向に沿って3園合同での研修を実施している。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
コメント	園長は、毎月の会計報告等を参照し、財務や人事、労務についての経営の改善や業務の効率化に取り組んでいる。職員の働きやすい環境整備に向けて、就業規則を整備し年休取得やハラスメント対策等を実施している。法人内三園園長会や主任会議において、経営改善や業務の効率化に向けた取り組みを行っている。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
コメント	必要な人材の確保・定着について、園の理念に基づいた方針は確立している。採用活動については、ホームページでの告知や実習生が就職に繋がる等、効果的な人材確保が実施されている。方針は確立しているが、社会情勢等を踏まえた再構築を検討している。今後は、理念の実現に向けた方針に基づいた具体的計画の策定、計画に基づいた人材確保・育成が望まれる。	
15	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
コメント	園では、理念・基本方針に基づいた「目指す園の姿」「目指す職員の姿」が明示されている。さらに職員行動指針が策定されている。人事基準については、就業規則等に定められ職員に周知している。法人では、独自の昇格試験制度を実施している。職員処遇については、職員の自己評価の分析や面談での意向聴取等の取り組みを行い、処遇改善を検討・実施している。	

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コメント	園務分掌には、人事に関する園長の役割が明記されている。職員の就業状況や意向の把握について、園長は定期的な個人面談を実施している。職員の年休取得状況や心身の健康と安全の確保について、日常的なコミュニケーションや副園長・主幹保育教諭と連携して把握している。産休・育休の取得等、ワークライフバランスに配慮している。今後は、人員体制に関する具体的な計画の策定に改善策を反映し、実行できる取り組みが望まれる。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コメント	園では、「目指す職員像」が策定され、職員に周知している。又、行動指針も策定され、職員の目指す方向性が示されている。園長は、日常的に職員とコミュニケーションを取ることにより、状況把握に努めている。職員は、毎年自己評価を実施し、評価結果を踏まえて園長と面談を行っている。面談時にフィードバックの機会を得ることで、個々の目標を設定している。職員の目標についての記載が自己評価表では、確認できなかった。今後は、実効的な「目標管理制度」の構築と運用が望まれる。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コメント	園では、「目指す園の姿」の実現のために「目指す職員の姿」を明示している。こども園に必要とされる保育教諭の資格取得に向けて、幼稚園教諭保持の職員は、保育士資格取得に向けて取り組んでいる。今年度から3園合同研修として階層別研修を実施している。今後は、実施した研修の評価と見直しの結果を研修内容やカリキュラムに反映することが望まれる。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コメント	<p>新任職員については、法人合同で理念研修を実施している。各園では、個々の経験や習熟度を反映した個別的なOJTに取り組んでいる。今年度から、法人内3園合同の階層別研修を取り入れている。外部研修については、職員に情報提供を行い、勤務体制の調整等、受講可能な環境整備に努めている。個別の職員の専門資格は把握しているが、今後は知識や技術水準についての状況把握の取り組みに期待したい。</p>	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コメント	<p>実習生については、基本姿勢を明確にした「実習・ボランティア受け入れマニュアル」が整備されていて、卒園生を中心に受け入れている。令和6年度は、6名の実習生を受け入れた。受け入れ窓口は、主幹保育教諭で学校側と連携してプログラムを策定している。指導するクラス担当・リーダーについては、事前に実習生の情報とプログラムについての研修を実施している。主幹保育教諭を中心に、実習期間中に連携し取り組みを行っている。</p>	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コメント	<p>園のホームページには、園の紹介として理念・基本方針・教育保育内容が記載されている。また、お知らせとして苦情解決の報告・情報公開に第三者評価受審結果、予算決算情報が記載されている。園のパンフレット、子育て支援パンフレット等を地域の店舗や福祉施設、公共施設、自治会等に配布し、園の理念や基本方針、活動などを報告している。</p>	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
コメント	園における事務、経理、取引等に関するルールは、職務分掌に記載されている。法人監事による内部監査や市の監査を毎年受けており、定期的に確認を行っている。社会保険労務士と毎月事務会議を開催しており、指摘事項に基づいて経営改善に取り組んでいる。事務方の管理権限についての周知が確認できなかった。今後は管理権限について明確にし、職員に周知する取り組みが望まれる。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
コメント	法人・園の地域との関わり方については、定款や重要事項説明書に基本的な考え方が示されている。市内の社会資源については役所が作成した一覧表を活用し玄関へ設置、必要時は保護者へ紹介を行っている。地域の祭りや近隣にある盲学校幼児部との交流会等へ子どもが参加する際には職員が同行し、支援を行う体制がある。新型コロナウイルス感染症流行後は地域との交流機会が減りつつあるが、取り組みを継続させるよう尽力している。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
コメント	ボランティアマニュアルが整備されており、インターンシップ受入れの際にも準用されている。マニュアルにはこれらに対する基本的な考え方が示され、受入れ時の注意点・方法を主幹保育教諭が説明を行っている。ボランティア希望者は保育士養成校の学生が多く、インターンシップは近隣の小学生・中学生からの依頼を受けて実施されている。	

評価項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	市内の社会資源や関係機関については行政の作成した一覧表があり、職員室に掲示し周知されている。敷地内の小学校とこども園で毎月四役会議の開催を計画しており、日常的に様々な連携を行っている。小学校・こども園の周辺的安全対策として協働で行政等に働きかけ、カーブミラーの設置につなげた事例がある。個別に支援を要すると思われる家庭には複数の関係機関と連携を図り、一つ一つの困りごとに対処している。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
コメント	園長はこども園に設置している学校評議員と年に数回集まりを持って事業報告等を行い、地域の状況把握に取り組んでいる。こども園機能の還元として延長保育や園庭解放、一時預かり事業を実施している。子育て相談についてはホームページで周知しているが実績が増えない状況であり、今後は周知の工夫等が望まれる。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	七五三祝いは地域の市民から協力を得て、近隣の世界遺産施設にて毎年開催している。地域の戦争体験者による講和の機会をもうけ、平和集会として継続実施している。園の敷地が一部、土砂災害警戒区域となっているため、大雨等の天候悪化時には特に注意して園長が見回りし、危険箇所の確認を行っている。不審者情報が届いた際には小学校や保護者への周知に努めている。園内・園外それぞれへの子育て支援計画は園のホームページで公開されているが、今後は地域の特性をふまえたこども園としての機能発揮や公益的な事業への展開が望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
コメント	<p>「目指す職員の姿」には「子どもが安心して心を許せる第二の家族であれ」と示し、子どもに共感し向き合うことについて繰り返し周知を行っている。子どもの権利について職員会議にて学んだり、全国保育士会作成の人権擁護チェックリストの実施、子どもの具体的状況を職員間で話しあう機会を設けている。子ども間のトラブルがあった際、静かな場所でそれぞれの話を受け止め、考えてもらえるような関わりを行っている。性別による固定的な対応は行わないように周知されている。クラスには「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」の一覧表を掲示、「うれしかった言葉」はハート形の色紙に記入する取り組みを行っている。今後は園の標準的な実施方法にこれらの根拠となる基本姿勢を追記し、より取り組みを進める工夫が望まれる。</p>	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
コメント	<p>プライバシー保護規程が策定されており、職員への周知と保護者への説明を繰り返し行っている。保護者に対しては重要事項説明書に園の方針を記載、入園説明会にて内容を説明し個別の事項に対して同意の確認をとっている。着替え時は肌の露出を少なくする方法を子どもに周知し、窓カーテンをして性別ごとに場所を分けている。おもらし時の対応には女性職員で統一することを徹底している。</p>	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
コメント	<p>こども園の要覧や入園のしおりは、表現を適宜検討しわかりやすい内容に工夫して地域の公民館や行政施設に設置してもらっている。見学者には入園のしおりをお渡しし説明を行っている。入園前には面談の場を設け、しおりの内容についての説明を行っている。</p>	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
コメント	<p>入園説明会にて、入園のしおりや重要事項説明書を用いて内容の説明を行い、同意書をとっている。必要時には個別に面談し説明している。しおりや重要事項説明書の内容変更があった際には、ICT業務支援システムにて保護者へ通知し配信している。利用形態の変更時には主幹保育教諭から説明するようにしている。説明に配慮を要する際の注意点については職員業務マニュアルに基本方針が記載され、状況を把握しているクラス担任が中心となって対応している。</p>	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。
コメント	<p>認定こども園の変更時には保護者の同意を得た上で指導要録を作成し、転園先へ提供している。必要に応じ転園先と詳細に情報連携を行う場合もある。卒園後は敷地内の小学校へ入学する子どもがほとんどであり、「いつでも気軽にいらしてください」と保護者へ呼びかけている。今後は卒園後の相談窓口を明示し、保護者へ周知する取り組みが望まれる。</p>	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足度を把握するための仕組みが整備されていない。
コメント	<p>毎年度末にICT業務支援システムにより、保護者へ園評価アンケートを取っている。結果は職員へ周知し、職員会議で内容を検討している。駐車場の不足については解決が難しいが、対応可能な課題の検討に取り組んでいる。子どもには帰りの会で一日の感想等を発表してもらう機会をもうけ、満足度の把握を行っている。入園式の後でクラス懇談会を開催し、職員が出席し意見等を把握するようにしている。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
コメント	法人の苦情受付体制が重要事項説明書に記載され、保護者へ配布されている。受付体制の仕組みが記されたポスターと意見箱が玄関に設置されている。苦情の有無についてはホームページで公開されている。苦情受付体制にて対応した事例はないが、意見等に対する回答は職員会議にて検討し、卒園式や園だより等での公表を行っている。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
コメント	重要事項説明書の冒頭に「これから始まる園生活についてどうぞいつでもお気軽におたずねください」の一文を載せている。またICT業務支援システムから連絡帳機能を活用し個別に相談ができる体制を整え、重要事項説明書にて通知している。保護者からの相談に応じる際には職員室にパーテーションを立てて場所を確保したり、二階のホールで行っている。今後は保護者から意見を受ける際の環境配慮にさらなる工夫を期待したい。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
コメント	保護者から意見を受けた際の対応方針が職員業務マニュアルに示されている。年度末に園評価アンケートを実施、あがった意見は職員会議で検討し園だよりや卒園式などで回答している。クラス担任は担当する子どもの保護者とコミュニケーションを図るようしており、意見の聴取や迅速な対応に日頃から尽力している。職員業務マニュアルにある対応方針については特に見直しを行ったことがなく、今後追記・変更の必要性を含め検討を行うことが望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	危機管理マニュアルと事故等の発生時に対応する際のフローチャートが作成され、各クラスに設置されている。事故やヒヤリハット事例はICT業務支援システムに記録し、職員間で要因分析を行っている。外部で起きた子どもの事故に関する情報は、職員用SNSで周知意識啓発につなげている。今後は事故防止に関する研修参加後、伝達研修等により周知に取り組む工夫が望まれる。さらに事故等の事例を集計し分析する取り組みや、対策後の状況について定期的に検証する仕組みの構築が望まれる。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	法人で事業継続計画(BCP)を策定、感染症発生時による想定を加えた管理・対応体制が示されている。感染症マニュアルは行政からの資料を元に法人で検討し追記を行い、職員会議で周知されている。保護者には毎月保健だよりを発行し感染症関連の情報発信を行う他、ICT業務支援システムや玄関にて園内の感染症の状況を掲示している。感染症の予防に注力し、消毒等マニュアル内容の実施に努め、発生時には他のクラスとの交わりを避ける等により拡大を防ぐようにしている。今後は感染症に関する外部研修に派遣した後、園内周知を行う等の仕組みづくりが望まれる。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
コメント	法人で事業継続計画(BCP)を策定、園の立地地域の特徴をふまえた災害リスクを想定し管理・対応体制が示されている。各クラスには自衛消防組織の任務分担表が設置されている。災害時等の安否確認方法が定められ、毎月の消防避難訓練にて実施されている。敷地内の小学校と不審者対応の合同訓練を実施、備蓄リストは事業継続計画(BCP)に掲載し管理を開始している。今後はより災害時の事態に即した保護者への引き渡し訓練等に取り組む等、実効性を高める対策に期待したい。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
コメント	園独自の様々なマニュアルが作成されており、職員室にて保管され一部は各クラスで確認できるようになっている。法人の職員業務マニュアルがあり、職員としての基本的な指針が示されている。これらの内容は職員会議で説明し、周知を図っている。マニュアル内容の実践に関しては日頃の業務により確認しているが、マニュアルの活用しやすさ等を高めるために今後はクラスに設置されているタブレット端末で確認できるようにすることを検討している。今後はマニュアルの実践について確認する仕組みを深化させる取り組みに期待したい。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
コメント	文書管理台帳には、各マニュアルの一覧に見直し時期が明記されている。毎年度末の3月にマニュアルの見直しを実施、主幹保育教諭を中心にクラスリーダーの意見を取り入れて内容を見直ししている。今後は見直したマニュアル内容と指導計画の連動についても意識し取り組んでいくことが望まれる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
コメント	指導計画の月案はクラスリーダーを中心に作成、週案は週案会議にて検討し、主幹保育教諭・園長の決裁を受けている。保護者からの情報や身体計測、毎日の視診等によりアセスメントを実施、園外の巡回相談や子どもが通園する外部機関からの情報等もふまえて指導計画作成に活かしている。計画に基づく毎日の教育・保育実践を意識し、評価を行う仕組みが構築されている。複雑な支援を要する場合は管理層で協議し、慎重に対応している。支援を要する子どもには個別の指導計画を作成し同意を取っている。今後は指導計画上で保護者のニーズ等が確認できるような様式の検討にも期待したい。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
コメント	週案については終了前後に達成状況や課題に関する評価を記録、次の計画に反映するようにしている。見直した指導計画の内容は、ミーティングや職員用SNSで関係職員に周知されるようになっていいる。全体的な計画の一部修正に伴い、マニュアルの見直しに繋がった例がある。今後は作成した指導計画を緊急に見直す仕組みを検討し整備することに加え、月案や教育・保育課程等の実施評価を記録として共有し次の作成へと活かす取り組みが望まれる。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
コメント	子どもの記録はICT業務支援システムに入力、週案の評価等はクラス毎に手書きで追記している。日々の業務ミーティングや週案会議、毎月の職員会議などにより子どもの情報等を共有する場が設けられている他、職員用SNSを活用し連携を行っている。各クラスにはタブレット端末が配置され、事業所内の情報共有等、様々な活用されている。記録内容の確認は管理層にて行っている。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
コメント	個人情報保護規程や文書管理台帳が策定され、記録管理の方針と具体的な内容について規定されている。記録管理の責任者は園長とされ、職員には個人情報保護に関する周知を繰り返し実施、SNSの利用等に関する注意点も伝えている。保護者に対しては重要事項説明書にて具体的に個人情報の使用事例をあげ、入園時に同意書を取っている。また必要時には情報公開を行うことも明記されている。今後はより適切な情報管理に向け、記録の保存と廃棄について定められた通りに実施していく取り組みに期待したい。	

		評価項目	評価結果
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
コメント	<p>虐待防止や子どもの権利擁護に関しては、規程等の明文化には至っていないものの、虐待防止研修の実施や人権擁護に関するセルフチェックリストの活用、振り返りシートの記入などを通じて職員が日々の保育を見直す機会を設けている。また、気になるケースについては職務会で共有し、必要に応じて主幹保育教諭を中心に検討する体制がある。一方で、具体的な取り組みや対応法については現在構築段階にあり、県や市のチェックリスト、緊急度アセスメントシート等を参考にしながら進めている。今後は、虐待防止や権利擁護に関する方針や対応の仕組みを園全体で整理・明確化していることが望まれる。</p>		
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。	b
	判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。
		b	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。
		c	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。
コメント	<p>教育及び保育内容に基づく全体的な計画は、園長、副園長、主幹保育教諭が中心となって作成している。法人理念や教育・保育目標を踏まえた内容となっている。年度末の園内研修において園長から職員へ説明がなされ、主幹保育教諭を通して各学年の指導計画へ反映させている。また、ICT業務支援システムを活用し、全体的な計画・教育課程・年間指導計画・月案。週案を全職員が随時確認できる体制が整えられている。さらに職員行動指針「ゆいまある」を周知し、目指す職員像と園の姿を明文化している。全体的な計画の内容について、追記事項や変更箇所は主幹保育教諭が内容を更新し、職員へ周知している。今後は、全体的な計画の実践状況について園全体で振り返る機会を設け、計画の見直しや改善につなげていくことが望まれる。</p>		

		評価項目	評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
コメント	室内の温度・湿度・換気・採光等については、空調設備を活用し、園児が快適に過ごせる環境づくりに努めている。室内では園児がスペースを分けて過ごせるようコーナーづくりを行い、夏季には熱中症警戒アラートや指数計を確認しながら大型扇風機や日よけを設置するなど、園庭での活動時の安全対策にも配慮している。トイレ設備については、老朽化に伴う修繕工事を行うなど、園児が利用しやすく安全に過ごせる環境整備が進められている。園生活において園児が心地よく過ごせるような配慮を行っている。		
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	b
	判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。
コメント	入園時には園児面談を行い、成育歴、アレルギーの有無、健康状態、発達支援の必要性などを保護者から聞き取り、園児情報確認票(面談資料)として一覧にまとめている。収集した情報は職員間で共有し、一人一人の園児の対応につなげている。教育的な視点を踏まえ、園児をせかしたりすることがないよう、時間を意識した活動への促しを行っているが、具体的な取り組みについては、検討している段階である。なお、職員の対応に関する情報については、確認するチェック体制の整備と合わせ、見直しや確認の仕組みづくりに期待したい。		
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。
		b	園児が基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
		c	園児が基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っていない。
コメント	「小学校を見据えた基本的な生活習慣の確立」「自分のことは自分で行う(挑戦する)自立心を育てる」ことを目指し、日々の教育保育の中で、遊びや環境の中で身につけられるようにしている。生活の基礎を図るため、忘れ物への対応について、保護者への配布、園内掲示で園児が理解できるよう工夫している。生活習慣については、入園時・個人面談(7月・1月)、懇談会実施(5月)などで保護者と共有し、取り組んでいる。		

		評価項目	評価結果
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
		c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。
コメント	年間指導計画に基づき、計画的に教育・保育を実践し、週案会議において活動内容を職員間で共有している。園児の発言や興味を取り入れながら、継続的な遊びと新たな活動をバランスよく展開している。給食後や夕方の送迎時間は、異年齢交流との合同遊びを設け、友だち関係の広がりに配慮している。週1回の散歩では、津嘉山公園や新川公園まで歩き、年に1回の園外保育ではバスで外出し、自然に触れる機会も確保している。また、自由遊びの継続性を保障するために作品や制作物を保管できる環境を整え、送迎時に保護者と共有する機会を設けている。		
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	該当児が在籍しないため記載せず		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	該当児が在籍しないため記載せず		
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	今年度より年齢別の研修をはじめ、法人内で集まって情報交換やグループ討議を行いながら、日々の課題を共有し、改善につなげる取り組みを進めている。地域や保護者との連携では、近隣園と生活習慣の基盤について話し合いを行うほか、ICT業務支援システムを活用して写真を共有し、月末に活動報告を行うなど、園の様子が伝わる工夫をしている。今後も職員同士で学び合いながら、園児一人ひとりの成長を支えていく体制づくりに期待したい。		

		評価項目	評価結果
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	コメント	支援を必要とする園児に対して、環境に配慮し、必要に応じて園でできるかぎりの環境づくりに努め、安全に過ごせる設備を整えている。那覇市の様式書類を活用し、個別で年間支援計画を作成し、巡回相談事業を活用して、保護者と共にケースに応じた支援法などの助言を受けている。日々の保護者との連携については、ICT業務支援システムを通じて家庭での園児の様子を伝えてもらい、必要に応じて返信する。障害のある園児の教育・保育内容について、在園する保護者へ適切に理解を深めてもらう機会を設けるなど、園全体で共通理解を図る取り組みの充実が期待される。	
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
c		それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	コメント	教育時間終了後も園児の興味や活動の連続性を大切に、必要に応じて午後へと継続できる体制を整えている。16時以降は異年齢での自由遊びを取り入れ、園児同士の関わりを広げる環境づくりがなされている。引継ぎは「登園ボード」や各クラスの「共有ノート」を活用し、家庭からの連絡事項も含め、職員間で共有している。また、園児の姿を毎月「5領域」で記録し、園児台帳により成長の経過を継続的に把握できる仕組みがある。さらに1号認定児に対しても長期休業の預かり保育を実施するなど、柔軟に対応している。	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
c		小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	コメント	5歳児を中心に小学校との交流行事を実施し、就学への期待を育む取り組みが計画的に行われている。保護者に対しても入園のしおりで就学を見据えた生活習慣や自立の育成について具体的に周知しており、方針が明確である。また、毎月の四役会議や「架け橋期のカリキュラム」に基づく情報交換、「幼保連携型認定こども園指導要録の送付など、組織的な連携体制が整備されている。	

		評価項目	評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	園児の健康管理を適切に行っている。	b
	判断基準	a	園児の健康管理を適切に行っている。
		b	園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
		c	園児の健康管理を適切に行っていない。
コメント	<p>健康管理に関するマニュアルについては、那覇市の「保育所(園)・こども園・幼稚園での1日のチェックポイント」を参考に園児の様子を観察している。登園時に保護者からの聞き取りを「登園ボード」を活用し、内容については、昼間のミーティングや夕方の引継ぎの際に申し送りをする。保護者に会えない場合には、ICT業務支援システムを活用して園児の様子を共有している。さらに園児台帳に園児の基本情報や予防接種についての情報を記載している。4歳児の午睡には職員が付き添い、午睡時の確認事項を周知し安全に午睡ができるよう配慮している。今後は乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する予防や注意点についても保護者と共有するなどの取り組みが望まれる。</p>		
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。
		b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。
		c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。
コメント	<p>園児の健康状態の把握と保護者への共有がなされている。定期的な健康診断や歯科健診の結果を保護者へ迅速に配布し、園児一人ひとりの「幼児健康観察表」にその内容を集約し、日々の保育に活用できる体制が整えられている。特に感染症マニュアルに基づいた衛生管理がなされ、ICT業務支援システムを活用し、嘔吐・下痢などの具体的な処理方法を保護者向け配信し、家庭と園が一体となり感染防止に取り組む仕組みが構築されている。今後は、園児自身の学びとして「健康教育」に向けた実践が期待される。</p>		
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
		b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
		c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。
コメント	<p>入園時の面接や園児情報確認票を通してアレルギーの有無を把握し、保護者との面談を行いながら適切な除去対応や食事提供方法を職員に周知している。年度末には、マニュアル書の確認を行い、年1回の検査受診を促すなど、継続的な健康管理に努めている。また、外部委託業者や栄養士と月に1回の給食会議を実施し、献立や喫食状況の確認、情報提供を行っている。緊急時対応マニュアルの整備や研修の実施など、安全管理体制の構築が図られている。</p>		

評価項目		評価結果	
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
		b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
		c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	コメント	食育計画に基づき、年齢別に食物の栽培や給食の献立に興味を持てるようにしている。食育計画を基に実践する日に合わせて、ミーティング時に情報を共有し取り組んでいる。給食時間では、当番が給食を配膳している。園児が自ら食事の分量を保育教諭に伝え、食べられる量を考えて進めている。家庭への連携としては、活動内容をイラストを含め説明書きを加えて知らせている。	
62	A⑰	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断基準	a 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
		b 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
		c 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	コメント	毎月法人内の主幹保育教諭が集まり、情報交換をしたり給食状況について情報共有を行っている。業務委託先の栄養士が給食会議に参加し、園児の給食状況や献立の工夫にして話し合いがなされている。給食の配膳については、担任の援助を受けながら園児が自分で食べる量を調整している。今後は、衛生管理の体制整備にさらに取り組むことを期待したい。	
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	判断基準	a 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
		b 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
		c 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
	コメント	入園時の面接や年に2回行われる個人面談を通じて、園児の成長や園での様子を保護者と共有している。日々の連絡については、ICT業務支援システムを活用して、家庭との連携を図っている。面談内容や日頃知りえた情報については、都度会議で共有し、継続的な支援につなげている。面談記録の取り方については各クラスの「共有ノート」を活用しているので、今後は個人情報取り扱いに十分に配慮した記録方法や管理方法について、体制を整える仕組みづくりに期待したい。	

評価項目		評価結果
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援		
64	A⑱	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。 b
判断基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。
	b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
	c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
コメント	地域の子育て世帯に向けて「子育て応援デイ」のおたよりを園内に掲示している。近隣施設による出前保育を通じて交流を図るなど、地域とのつながりを意識した取り組みが行われている。地域への認知度は高まりつつあるが、子育て支援事業の内容や利用方法に関する情報発信について検討段階であるため、今後は地域のニーズを把握し、事業内容を幅広く配信するとともに、園の機能や専門性を生かした支援体制を丁寧に示していくことで、地域に開かれた子育て支援の充実が望まれる。	
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 b
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
コメント	入園の際の面談で家庭状況を把握し、園長に報告する体制となっている。日頃、保護者の表情などから気になるケースの場合には、昼の会議で共有している。担任より報告があった場合には、園長の判断を仰ぎ、関係機関との連携を図る仕組みがある。また、那覇市からの資料「保育所(園)・こども園・幼稚園での1日のチェックポイント」を参考に研修を進めている。今後は、参考資料を基に園独自のマニュアル書との関わりについて認識を深め実施していく仕組みづくりに期待したい。	
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等		
66	A㉑	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 b
判断基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
	b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
	c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
コメント	園児に対する不適切な関わりについては、園児の気持ちに寄り添い、丁寧な声かけを心がけるなど、保育教諭個々の配慮について、主幹保育教諭がミーティングなどで周知している。また、那覇市からの参考資料をもとにマニュアル書の作成について検討しているとのこと。不適切な関わりを未然に防ぐための具体的な取り組みやマニュアル整備は十分ではないので、今後は、未然防止のための取り組みや対応手順などを明確にし、職員間で共通理解を図ることが望まれる。	